

いけんちんじゅつようし 意見陳述要旨

2020年3月17日
べんごし よしの さとし
弁護士 吉野 智

ほんじつ さいばん おも ぜんかい きた ねえ いちのかわ じんもん ふ
本日の裁判は、主に、前回の北さん、お姉さん、市野川さんの尋問を踏まえて、
これまでの主張の最終の整理を行うことを目的としています。

ゆうせいほごほう とくてい ひと ふりよう ぜんてい た ひと
優生保護法は、特定の人たちは「不良」であるという前提に立って、その人た
ちの子どもが増えないよう、その人たちに子どもを産ませないようにすること
を目的としてつくられた法律でした。この法律に基づき、国は、全国2万500
0人もの人たちに対して、不妊手術を行わせてきました。

きた ひがいしゃ ひとり
北さんもその被害者の一人でした。

ふにんしゅじゅつ う ひと なん お ど くに によって、ふりよう な
人であるとされ、子どもをもつ権利を一方的に奪われました。そして、その後も、
子どもをもつことができないうために、結婚できなかつたり、離婚させられたり
と、苦しみを一生背負っていくことになりました。先日の北さんとお姉さんの
尋問からも、その苦しみの一端が伝わってきたところです。

ひげき う ゆうせいほごほう けんぽう いはん あき
このような悲劇を生んだ優生保護法が憲法に違反していたことは明らかです。
だれ けんぽう じょう ひと ぜんじん こじん せんちよう
誰もが憲法13条で「すべて国民は、個人として尊重される」とされていま
す。国が、人として「不良」であるとか、その人の存在価値を否定するようなこ
とをすることは許されませんし、本人の同意もなく、子どもをもつための生殖
機能という身体の一部を奪うようなことも許されません。先日の仙台地方
さいばんしょ はんけつ だれ けんぽうじょう
裁判所の判決でもありましたように、誰もが、憲法上、リプロダクティブ・ラ
イツ、子どもを産み育てるかどうかを自分で決める権利をもっていますので、
ゆうせいほごほう けんり
優生保護法はこの権利もおかしています。

また、けんぽう じょう ひと う ひと として、せんげん けんり
いて平等であるとしています。ある人は他の人と違って「不良」であるから、
子どもをもてなくしてもいいという差別思想は、この憲法14条の平等原則

にも違反しています。

そのため、優生保護法に基づく不妊手術を国が行わせてきたことは重大な違法というよりありません。

もっとも、国は、不妊手術を受けたときから時間がたち、民法で定める20年という期間が過ぎているから、そもそも被害者の国に対する賠償請求権は消滅していると主張しています。

しかしながら、民法で定める20年という期間の持つ意味は、ただ20年が過ぎたということだけで、事情を問わず権利を消滅させていいものではありません。特に優生保護法に基づく不妊手術については、これまでの他の案件に見られないような非常に特殊な事情がたくさんありました。そのことを踏まえて、この問題を考える必要があります。

この点、前回証言台に立っていただいた市野川さんは、①手術に当たって、本人がその内容を分からない形で強制していた実態があったこと、そのため被害者が優生保護法に基づく手術であることに気づかなかつたと考えられること、②仮に気づいたとしても、これを訴えれば、自分が「不良」であると思われるので、名乗り出るとはとても難しいこと、③「不良」という評価によって、家族もこれを公表できなくなってしまったことなどを指摘して、これまで被害者が国に賠償請求することはとてもできなかったと証言しています。2万5000人も被害者がいながら、裁判をしたという話を耳にすることがなかったこともこのことを裏付けていると思います。そもそも被害者は、ただでさえ被害の実態に気づきにくく、また声を上げるのが難しい、弱い立場にある人たちです。国はそのような人たちに一方的に違法な不妊手術を行わせ、誰にも言えないような傷を負わせてしまいました。にもかかわらず、国は、被害を受けた人は、不妊手術から20年間国に賠償請求する機会があったのだから、その20年が過ぎた以上、権利が消滅してもやむを得ないと考えているようです。このような考えは、被害者の実状を考えると、全く非現実的で、被害者に大変酷なことを求めているといわざるをえません。

むしろ、これらの特殊な事情を考えるなら、何の落ち度もなく深い傷を受け、苦しみ続けている被害者に、賠償請求の途をひらく結論こそが求められている

るといえます。

また、国は自ら生み出したこのような被害を、適切に回復する必要があります。仮に、20年という期間が過ぎたことにより、被害者の賠償請求権が消滅するのであれば、国は、自ら生み出した被害に対して適切な補償をする必要があります。また、国は、被害を受けた人が社会において人としての尊厳を回復するための措置をとる必要があります。

市野川さんも証言していたように、優生手術による被害者は、自ら声を上げることが極めて難しい特殊な状況に置かれていたのですから、国が積極的に被害を回復するための措置をとる必要は、特に強かったといえます。そして、国が、そのような措置をとる必要性に気づく機会はいくつもありました。

しかしながら、不妊手術の根拠となる優生保護法を作った国会は、被害に見合った適切な補償をし、適切な謝罪をするための法律を作ったとはいまだいえません。

また、不妊手術を積極的に推進し、不妊手術の数を増やしてきた厚生省、現在の厚生労働省も、いまだに適切な被害回復を行っておらず、優生手術の背景になった優生思想を除くための適切な措置も行っていない。

そのため、国会や厚生労働大臣には、適切な被害回復をおこたった責任があるといわざるをえません。

三権分立を定める憲法において、司法は、憲法上保障された少数者の権利侵害に対して、その権利を守る最後の砦です。これまでに、ハンセン病患者の被害など、判決を機に真の被害回復に向けた動きが本格化したものもいくつかあります。裁判所には、被害を受けた人の思い、苦しみに寄り添っていただき、個人として尊重されてこなかった北さんをはじめとする被害者が、もう一度、個人としての尊厳を取り戻し、真の被害回復への途をひらく判断をしていただくよう、強く求めます。

いじょう
以上